

新	旧
<p>第1条 白岡市公民館条例の一部改正 (設置)</p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の目的を達成するため、白岡市に公民館を設置する。</p> <p>(利用条件の変更停止及び許可の取消し)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 市は、利用者が前項各号の一に該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあってもその補償の責めは負わない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第16条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第1条 白岡市公民館条例の一部改正 (設置)</p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。<u>以下「法」という。</u>）第20条の目的を達成するため、白岡市に公民館を設置する。</p> <p>(利用条件の変更停止及び許可の取消し)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、利用者が前項各号の一に該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあってもその補償の責めは負わない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第16条 <u>教育委員会</u>は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>第2条 白岡市勤労者体育センター条例の一部改正 (休館日)</p> <p>第3条 体育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>は、管理運営上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(利用時間及び期間)</p> <p>第4条 体育センターの施設等を利用することができる時間は、次の表に定めるところによる。ただし、<u>教育委員会</u>は、管理運営上必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>略</p> <p>2 体育センターの施設等は、同一の利用者が引き続き3日を超え、又は定期的に曜日若しくは日時を指定した利用をすることはできない。ただし、<u>教育委員会</u>が特に認めるときは、この限</p>	<p>第2条 白岡市勤労者体育センター条例の一部改正 (休館日)</p> <p>第3条 体育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長</u>は、管理運営上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(利用時間及び期間)</p> <p>第4条 体育センターの施設等を利用することができる時間は、次の表に定めるところによる。ただし、<u>市長</u>は、管理運営上必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>略</p> <p>2 体育センターの施設等は、同一の利用者が引き続き3日を超え、又は定期的に曜日若しくは日時を指定した利用をすることはできない。ただし、<u>市長</u>が特に認めるときは、この限りでな</p>

りでない。

(利用の許可)

第5条 体育センターの施設等を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

(許可の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育センターの施設等の利用を許可しないことができる。

(1)～(4) 略

(遵守事項及び教育委員会の指示)

第8条 教育委員会は、体育センターの利用者の遵守事項を定め、及び体育センターの管理運営上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(施設等の変更制限)

第9条 利用者は、体育センターに特別の設備等を施し、又は変更を加えてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は体育センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

2 略

(入館の禁止)

第13条 教育委員会は、体育センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(使用料の還付)

い。

(利用の許可)

第5条 体育センターの施設等を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

(許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育センターの施設等の利用を許可しないことができる。

(1)～(4) 略

(遵守事項及び市長の指示)

第8条 市長は、体育センターの利用者の遵守事項を定め、及び体育センターの管理運営上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(施設等の変更制限)

第9条 利用者は、体育センターに特別の設備等を施し、又は変更を加えてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は体育センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

2 略

(入館の禁止)

第13条 市長は、体育センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 体育センターの管理運営上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2)・(3) 略

第3条 白岡市市民テニスコート条例の一部改正

(休業日)

第2条 市民テニスコートの休業日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、管理運営上必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うことができる。

(1)～(3) 略

(利用時間等)

第3条 市民テニスコートを利用することができる時間は、次の表に定めるところによる。ただし、教育委員会は、管理運営上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

略

2 市民テニスコートの施設及びこれに附属する設備（以下「施設等」という。）は、同一の利用者が引き続き3日を超え、又は定期的に曜日若しくは日時を指定した利用をすることはできない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第4条 市民テニスコートの施設等を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

(許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、市民テニスコートの施設等の

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 体育センターの管理運営上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2)・(3) 略

第3条 白岡市市民テニスコート条例の一部改正

(休業日)

第2条 市民テニスコートの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長は、管理運営上必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うことができる。

(1)～(3) 略

(利用時間等)

第3条 市民テニスコートを利用することができる時間は、次の表に定めるところによる。ただし、市長は、管理運営上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

略

2 市民テニスコートの施設及びこれに附属する設備（以下「施設等」という。）は、同一の利用者が引き続き3日を超え、又は定期的に曜日若しくは日時を指定した利用をすることはできない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第4条 市民テニスコートの施設等を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

(許可の制限)

第5条 市長は、次の各号の位置に該当すると認めるときは、市民テニスコートの施設等の利用を

利用を許可しないことができる。

(1)～(4) 略

(遵守事項及び教育委員会の指示)

第7条 教育委員会は、市民テニスコートの施設等の利用者の遵守事項を定め、及び市民テニスコートの管理運営上必要があると認めるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当するとき、又は市民テニスコートの管理運営上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

2 市は、利用者が前項各号の一に該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 市民テニスコートの管理運営上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 略

第4条 白岡市B&G海洋センター条例の一部改正

(使用料の減免)

第15条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の損害賠償義務)

第27条 指定管理者は、その責めに帰すべき理由により、センターの施設（設備及び物品を含む。）を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は

許可しないことができる。

(1)～(4) 略

(遵守事項及び市長の指示)

第7条 市長は、市民テニスコートの施設等の利用者の遵守事項を定め、及び市民テニスコートの管理運営上必要があると認めるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号の一に該当するとき、又は市民テニスコートの管理運営上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

2 市長は、利用者が前項各号の一に該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 市民テニスコートの管理運営上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 略

第4条 白岡市B&G海洋センター条例の一部改正

(使用料の減免)

第15条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の損害賠償義務)

第27条 指定管理者は、その責めに帰すべき理由により、センターの施設（設備及び物品を含む。）を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委

、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の決定)

第28条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、指定管理者が別表第2に定める使用料の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を得なければならない。

(利用料金の納付等)

第29条 略

2 第15条の規定は、利用料金の減額又は免除について準用する。この場合において、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

3 略

第5条 白岡市生涯学習センター条例の一部改正

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第10条 略

2 市は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあってもその補償の責めは負わない。

(使用料の減免)

第15条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の決定)

第28条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、指定管理者が別表第2に定める使用料の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について教育委員会の承認を得なければならない。

(利用料金の納付等)

第29条 略

2 第15条の規定は、利用料金の減額又は免除について準用する。この場合において、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

3 略

第5条 白岡市生涯学習センター条例の一部改正

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第10条 略

2 教育委員会は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあってもその補償の責めは負わない。

(使用料の減免)

第15条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。